

名古屋地方裁判所 民事第1部
裁判長 五十嵐 章裕 様

労働災害認定裁判

東濃信用金庫 労働災害認定を求める要請書

この事件は、東濃信用金庫（本店岐阜県多治見市）で2017年5月24日に30歳の労働者が居住地ではないマンションの高層階から飛び降り、自死しました。

彼は東濃信用金庫尾張旭支店の渉外担当者として頑張っていました。入社当時から過度なノルマがあり、帰宅時間はいつも午後9時頃が多く、10時を過ぎることもありました。休憩や昼食さえまともにとる時間がない状態で勤務をしていました。休日も顧客への訪問営業や、ローラー活動(支店周辺の訪問・宣伝)も行っていました。

支店長は日常的に職場で大きな声で、きつい口調、頭ごなしに怒鳴りつけるなど、およそ、指導とは言えないパワーハラスメントをしていたのです。また、次長も支店長とは違うタイプのパワハラ上司でした。このため、精神的なストレスが重なりうつ病となってしまいました。

支店長は、ありもしない「横領」や「使い込み」等の言葉を使い、彼を叱責するというパワハラ行為が続けられるなか、慎重に進めていたおおきな融資案件が、支店長の現場を無視した不本意な指示で獲得できなかったことが精神的に大きなダメージとなり、自死に至ったことは遺書などからも明らかとなっています。

また、彼の遺書では、「誓ってお客様のお金を横領するような不正はしていません」という言葉があり、横領の疑いをかけられたことが最後まで心の負担になっていたのです。

このような状況から、彼が業務によりうつ病を発生させ、自死に至ったことは明らかです。

貴裁判所におかれましては公正な審尋を行い、労災認定の判決を出していただき、遺族の速やかな救済をしていただきますよう要請します。

氏名	住所

事務局：〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町九丁目3番地 労働会館本館306号室内
東濃信用金庫パワハラ自死裁判を支援する会

取扱団体：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部

救援新聞 1958年6月10日 第三種郵便物認可